

れいわ ねん がつ にち  
令和5年2月15日

いしかりしじょうほう こみゆにけーしょんじょうれい かしょう たたきだい しゅうせいばん  
石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）のたたき台【**修正版**】

## （はじめに）

ぜんかい かいさい だい2かい けんとういんかい なか いいん みなさん  
前回開催されました第2回検討委員会の中で、委員の皆さんから  
だされた いけん しゅうせい しりょう こんかい  
出された意見をもとに修正したのが、この資料1となります。今回は、  
ぜんかいはなし あわれたないよう いちど たしかめて あらた ぶぶん  
前回話し合われた内容をもう一度確かめていき、そして新たな部分  
について も一つ一つ 皆さんと 考えていきたい と思います。

ぜんかい だされた しゅうせい てん した かきました しゅうせい ないよう かくにん  
また、前回出された修正点を下に書きましたので、修正内容を確認  
しながら 会議を 進めていきたい と思います。

## 【前回出された修正に関する意見】

すべて しみん ことば たにんごと かんじる  
「全ての市民」という言葉だと他人事のように感じるので、そこを  
わたしたち しみん  
「私たち市民」にしてはどうか。

とくせい ことば おもう ほうほう  
「特性」という言葉はむずかしいと思うので、「できる方法」や「その  
ひと ほうほう いい  
人がわかる方法」に言いかえるとわかりやすくなるのではないか。

しょう しょう うむ ぶん つかわれて  
「障がいのある、ない」と「障がいの有無」という文が使われてい  
るが、ふたつ おなじい み どういつ  
るが、二つとも同じ意味なのでどちらかに統一してはどうか。

## （**注意**点）

じょうれい ほうりつ おな き ことば ぶんしょ つか  
条例は法律と同じように、決まった言葉や文書を使わなくてはなら  
ないことがあります。これからは、いしかりしやくしょ ほうりつ ひと  
私たちがつくった条例の内容を確認してもらいながら進めていくこ  
とになり、また、つくった条例の言葉や文を変えなければならないこ  
ともありますので、**覚えておいてください。**

ぜんぶん  
(前文)

しゅうせいまえ  
【修正前】

すべて <sup>しみん</sup> 市民が、<sup>しょう</sup> 障がいのある、ないにかかわらず、<sup>たがいにころ</sup> 互いに心を通わせ理解  
<sup>しあい</sup> し合い、このまちをみんなが<sup>あんしん</sup> 安心して暮らし続けることができるやさしいまちに  
することが、私たちの願いです。

そのためには、<sup>しみんひとり</sup> 市民一人ひとりが<sup>しょう</sup> 障がいの有無にかかわらず、その人の<sup>ひと とくせい</sup> 特性  
<sup>あつた ほうほう</sup> に合った方法で<sup>じょうほう</sup> 情報を<sup>はっしん</sup> 発信し、<sup>しゅとく</sup> 取得しやすくするよう心がけることや、  
<sup>こみゆにけーしょん</sup> コミュニケーションを<sup>えんかつ</sup> 円滑に行う手段を<sup>かつよう</sup> 活用することが必要です。

また、<sup>じょうほう</sup> 情報の取得や<sup>こみゆにけーしょん</sup> コミュニケーションがとりにくいことで、<sup>じぶん きもち</sup> 自分の気持ちを  
<sup>つたえる</sup> うまく伝えることができず<sup>こりつ</sup> 孤立してしまうことがないように、<sup>ほんにん</sup> 本人の意思表示を  
<sup>しえん</sup> 支援するための体制を<sup>たいせい</sup> 充実させ、<sup>じゅうじつ</sup> 困難を感じることなく<sup>ひつよう</sup> 必要な<sup>じょうほう</sup> 情報を<sup>しゅとく</sup> 取得し  
<sup>はっしん</sup> 発信できる<sup>かんきょう</sup> 環境を整えることが<sup>じゅうよう</sup> 重要となります。

すべて <sup>しみん</sup> 市民が、その人の<sup>ひと とくせい</sup> 特性に合った <sup>あつた じょうほう</sup> 情報の<sup>はっしん</sup> 発信や<sup>しゅとく</sup> 取得の<sup>ほうほう</sup> 方法、  
<sup>こみゆにけーしょん</sup> コミュニケーション手段を<sup>まなぼう</sup> 学ぼうとする<sup>きもち</sup> 気持ちを持ち、そして<sup>しょう</sup> 障がいへの<sup>りかい</sup> 理解を  
<sup>ふかめ</sup> 深め、<sup>しょう</sup> 障がいのある、ないにかかわらず「<sup>だれ</sup> 誰もが暮らしやすく、<sup>やさしいまち</sup> やさしいまち」に  
なることを目指し、この<sup>めざし</sup> 条例を<sup>じょうれい</sup> 制定します。

ぜんぶん  
(前文)

しゅうせいご  
【修正後】

わたしたち市民の願いは、障がいのある、ないにかかわらず、互いに心を通わせ  
理解し合い、このまちをみんなが安心して暮らし続けることができるやさしいま  
ちにしていくことです。

そのためには、市民一人ひとりが障がいのある、ないにかかわらず、その人の  
わかる方法で情報を発信し、取得しやすくするよう心がけることや、  
コミュニケーションを円滑に行う手段を活用することが必要です。

また、情報の取得が難しいことやコミュニケーションがとりにくいことで、自分  
の気持ちをうまく伝えることができず孤立してしまうことがないよう、本人の  
意思表示を支援するための体制を充実させ、困難を感じることなく必要な情報  
を取得し発信できる環境を整えることが重要となります。

わたしたち市民は、その人のわかる方法による情報の発信や取得の方法及び  
コミュニケーション手段を学ぼうとする気持ちを持ち、そして障がいへの理解を  
深め、障がいのある、ないにかかわらず「誰もが暮らしやすく、やさしいまち」に  
なることを目指し、この条例を制定します。

## もくてき (目的)

### しゅうせいまえ 【修正前】

第1条 この条例は、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法(令和4年法律第50号)の規定に基づき、障がいのある人もない人も、その人の特性に合った情報の発信と取得ができること及びコミュニケーション手段を普及させ利用しやすい環境にすることを基本理念と定め、石狩市(以下「市」という。)の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、障がいの有無やその特性によって分け隔てられることのない共生社会を実現することを目的とします。

もくてき  
(目的)

しゅうせいご  
【修正後】

第1条 この条例は、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法(令和4年法律第50号)の規定に基づき、障がいのある、ないにかかわらず、その人のわかる方法による情報の発信や取得ができること及びコミュニケーション手段を普及させ利用しやすい環境にすることを基本理念と定め、石狩市(以下「市」という。)の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、誰もが分け隔てられることのない共生社会を実現することを目的とします。

ていぎ  
(定義)

しゅうせいまえ  
【修正前】

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)、その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいいます。
- (2) 社会的障壁 障がいのある人にとって、日常生活又は社会生活を送る上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念などをいいます。
- (3) コミュニケーション手段 手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、触手話、筆談、代筆、音訳、代読、平易な表現実物又は絵図の提示、漢字や片仮名などへのるび振り、身振り、重度障がい者用意思伝達装置、口文字その他の障がい者が情報の取得及びコミュニケーションを行う際に必要な手段として活用されるものをいいます。
- (4) 市民 市内に居住する者、通勤する者、又は通学する者をいいます。
- (5) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人をいいます。
- (6) コミュニケーション支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者(朗読者を含みます。 )その他の障がい者の意思疎通の支援等を行う者又は団体をいいます。
- (7) 合理的配慮 社会的障壁を取り除くことが必要とされる場合に、その状況に応じて行われる適切な調整及び変更のことをいいます。また、合理的配慮は可能な範囲で最大限提供しなくてはなりません。

## ていぎ (定義)

### しゅうせいご 【修正後】

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)、その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいいます。
- (2) 社会的障壁 障がいのある人にとって、日常生活又は社会生活を送る上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念などをいいます。
- (3) コミュニケーション手段 手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、触手話、筆談、代筆、音訳、代読、平易な表現、実物又は絵図の提示、漢字や片仮名などへのるび振り、身振り、重度障がい者用意思伝達装置、口文字その他の障がいのある人が情報の取得及びコミュニケーションを行う際に必要な手段として活用されるものをいいます。
- (4) 市民 市内に居住する者、通勤する者、又は通学する者をいいます。
- (5) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人をいいます。
- (6) コミュニケーション支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者(朗読者を含みます。)障がいのある人の意思疎通の支援等を行う者又は団体をいいます。
- (7) 合理的配慮 社会的障壁を取り除くことが必要とされる場合に、その状況に応じて行われる適切な調整及び変更のことをいいます。また、合理的配慮は可能な範囲で最大限提供しなくてはなりません。

## きほんりねん (基本理念)

### しゅうせいまえ 【修正前】

- 第3条 障がいのある、ない人にかかわらず、その人の特性に合った情報の発信と取得及びコミュニケーション手段を円滑に行う権利を最大限に尊重します。
- 2 コミュニケーション手段の普及啓発及び利用促進は、障がいのある人とな  
い人が互いの人格と個性を尊重することを基本として行います。
- 3 障がいのある人もない人も障がいへの理解を深め、互いに認め合い、誰もが暮らしやすいやさしいまちになることを目指します。



きほんりねん  
(基本理念)

しゅうせいご  
【修正後】

第3条 障がいのある、ないにかかわらず、その人のわかる方法による情報の発信や取得及びコミュニケーション手段の利用を円滑に行う権利を最大限に尊重します。

2 コミュニケーション手段の普及啓発及び利用促進は、障がいのある人とな  
い人が互いの人格と個性を尊重することを基本として行います。

3 障がいのある人もない人も障がいへの理解を深め、互いに認め合い、誰もが暮らしやすいやさしいまちになることを目指します。

## し せきむ (市の責務)

### しゅうせいまえ 【修正前】

だい4じょう し ぜんじょう さだめるきほんりねん い か きほんりねん しょう  
第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障  
がいのある人もない人も、その人の特性に応じた情報の発信と取得及び  
こみゆにけーしょんしゅだん りょう そくしん ひつよう しさく そうごうてき  
コミュニケーション手段の利用を促進するために必要となる施策を総合的か  
つ計画的に推進するものとします。

し せきむ  
(市の責務)

しゅうせいご  
【修正後】

だい4じょう し ぜんじょう さだめる きほんりねん い か きほんりねん しょう  
第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障  
がいのある人ひとも無い人ひとも、その人のひとわかる方法ほうほうによる情報じょうほうの発信はっしんや取得しゅとく及び  
こみゆにけーしょんしゅだん りょう そくしん ひつよう しさく そうごうてき  
コミュニケーション手段の利用を促進するために必要となる施策を総合的か  
つ計画的けいかくてきに推進すいしんするものとします。

## しみん やくわり (市民の役割)

### しゅうせいまえ 【修正前】

だいごじょう しみん きほんりねん たいするりかい ふかめ しょう ひと ひと  
第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、障がいのある人もない人も、  
ひと とくせい おうじたじょうほう はっしん しゅとくおよびこみゆにけーしょんしゅだん りょう  
その人の特性に応じた情報の発信と取得及びコミュニケーション手段の利用  
そくしん し しさく きょうりよく つとめる  
を促進するための市の施策に協力するよう努めるものとします。

## しみん やくわり (市民の役割)

### しゅうせいご 【修正後】

だいごじょう しみん きほんりねん たいするりかい ふかめ しょう しょう ひと ひと  
第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、障がいのある人もない人も、  
ひと ほうほう じょうほう ほんしん しゅとくおよび こみゆにけーしょんしゅだん  
その人のわかる方法による情報の発信や取得及びコミュニケーション手段の  
りょう そくしん し しさく きょうりょく つとめる  
利用を促進するための市の施策に協力するよう努めるものとします。

## じぎょうしゃ やくわり (事業者の役割)

### しゅうせいまえ 【修正前】

だい6じょう じぎょうしゃ きほんりねん たいするりかい ぶかめ しょう ひと ひと  
第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、障がいのある人もない人も、  
ひと とくせい おうじたじょうほう はっしん しゅとくおよびこみゆにけーしょんしゅだん りょう  
その人の特性に応じた情報の発信と取得及びコミュニケーション手段の利用  
そくしん し しさく きょうりよく つとめる  
を促進するための市の施策に協力するよう努めるものとします。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいのある人や、その人の特性に  
おうじたこみゆにけーしょんしゅだん りょう ごうりてきはいりよ  
応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的配慮を  
おこなう つとめる  
行うよう努めるものとします。

## 事業者の役割

### 【修正後】

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、障がいのある人もない人も、  
その人のわかる方法による情報の発信や取得及びコミュニケーション手段の  
利用を促進するための市の施策に協力するよう努めるものとします。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいのある人もない人も、その人  
のわかる方法でコミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的  
配慮を行うよう努めるものとします。

## （施策の推進方針）

### 【修正前】

第7条 市は、施策を推進するための方針（以下「施策の推進方針」という。）を策定するものとします。

- (1) に関する施策
- (2) ~ ~ ~ に関する施策
- (3) に関する施策
- (4) ...

施策について、皆さんで考えていきましょう。

### 【施策の例】

- ・コミュニケーション手段を広めること（普及と理解）や利用しやすい環境にするための施策
- ・コミュニケーション支援者に関する施策
- ・市民や事業者に向けた障がいへの理解や合理的配慮の実施などについて

- 2 市は、施策の推進方針の実施にあたり、障がいのある人、コミュニケーション支援者その他関係者の意見を聴き、その意見を尊重するものとする。
- 3 施策の推進方針は、これを公表するものとする。



しさく すいしんほうしん  
(施策の推進方針)

しゅうせいご  
【修正後】

だい7じょう し は、 しさく すいしん ほうしん い か しさく すいしんほうしん  
第7条 市は、施策を推進するための方針（以下「施策の推進方針」という。）を  
さくてい  
策定するものとします。

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)



しさく れい  
【施策の例】

- こみゆにけーしょんじゆだん ひろめる ふきゆう りかい りよう かんきょう  
・コミュニケーション手段を広めること（普及と理解）や利用しやすい環境に  
するのための施策
- こみゆにけーしょんしえんしゃ かんするしさく  
・コミュニケーション支援者に関する施策
- しみん じぎょうしゃ むけたしょう りかい ごうりてきはいりょ じっし  
・市民や事業者に向けた障がいへの理解や合理的配慮の実施などについて

し しさく すいしんほうしん じっし しょう ひと こみゆにけーしょん  
2 市は、施策の推進方針の実施にあたり、障がいのある人、コミュニケーション  
しえんしゃ そのほかかんけいしゃ いけん きき いけん そんちょう  
支援者その他関係者の意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

しさく すいしんほうしん こうひょう  
3 施策の推進方針は、これを公表するものとする。

ざいせいじょう そち  
(財政上の措置)

しゅうせいまえ  
【修正前】

だい8じょう し しょう ひと とくせい おうじたじょうほう  
第8条 市は、障がいのある、ないにかかわらず、その人の特性に応じた情報  
はっしん しゅとくおよび こみゆにけーしょん かんするしさく すいしん ひつよう  
の発信と取得及びコミュニケーションに関する施策を推進するため、必要な  
ざいせいじょう そち こう つとめる  
財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

ざいせいじょう そち  
(財政上の措置)

しゅうせいご  
【修正後】

だい8じょう し しょう  
第8条 市は、障がいのある、ないにかかわらず、その人のわかる方法による  
じょうほう はっしん しゅとくおよびこみゆにけーしょん かんするしさく すいしん ひつよう  
情報の発信や取得及びコミュニケーションに関する施策を推進するため、必要  
な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

いにん  
(委任)

しゅうせいまえ  
【修正前】

だい9じょう じょうれい しこう かんしひつよう じこう しちょう べつ さだめます  
第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

いにん  
(委任)

しゅうせいご  
【修正後】

だい9じょう じょうれい しこう かんしひつよう じこう しちょう べつ さだめます  
第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

## ここからは条例の内容と関係ありません。

### 〈条例の中に出てきた言葉などの説明〉

4ページと5ページに書かれている

【障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法】とは

令和4年5月に決まった国の法律です。この法律には、障がいのある人が

社会や様々な活動に参加をするためには、情報を手に入れて利用すること

や、困ることなく楽に話ができるようになることが大切であり、そのための

必要なことを定めて（決めて）、障がいのある、ないにかかわらず共に尊重

しあう社会を実現しましょう、ということが書かれています。

6ページと7ページに書かれている言葉(用語)の意味について

社会的障壁とは・・・障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で妨げになる(生活がしづらく思う)ようなことをいいます。

その妨げになる(生活がしづらく思う)ようなこととは、社会的障壁の中にかかっている「障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念」のことをいい、それぞれの意味は以下のとおりとなります。

Table with 2 columns:障壁となるような社会における事物,障壁となるような制度,障壁となるような慣行,障壁となるような観念 and their corresponding examples like 障がいのある人が利用しづらい施設や設備, 障がいを理由に取得できない資格, etc.

これらが社会的障壁ということになります。

平易な表現、実物とは・・・実際のもので簡単に見せることができるもの。例えば実際のリンゴやえんぴつなど。

合理的配慮とは・・・障がいのある人となない人が平等に扱われるために、変更や調整を行うことをいいます。

【合理的配慮の例】

- 意思を伝えるために文字や絵を使うこと
目の不自由な人に、音声で情報を伝えること
受付などの窓口で、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段(筆談、読み上げなど)で対応すること

など、これらが合理的配慮ということになります。